

令和5年度 第2回 蕪崎市成年後見制度利用促進協議会会議録(要旨)

【会議の概要】

1 会議の名称	第2回蕪崎市成年後見制度利用促進協議会		
2 日時	令和5年12月25日(月) 午後1時30分～午後2時40分		
3 場所	蕪崎市保健福祉センター2階 生活指導室 1・2		
4 議題 (協議事項)	(1)事業の進捗状況について (2)第2期成年後見制度利用促進基本計画(案)について (3)その他		
5 出席委員	白倉委員・功刀委員・田村委員・高橋委員・宮沢委員・村松委員・野口委員 以上7名		
6 公開区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開		
7 傍聴人の数	0人		
8 事務局	【長寿介護課】 保阪課長・保坂課長補佐・丸山・宮下 【福祉課】 山本・森澤 【蕪崎市社会福祉協議会】 伏見リーダー・若尾 以上8名		
9.オブザーバー	県関係機関 2名 甲府家庭裁判所 1名 以上3名		

【協議内容等】

発言者	内容(要旨)
議事 (1)事業の進捗状況について	
議長	議案(1)について、委員さんで何かございましたらお願いいたします。
委員1	先程、中核機関の周知リーフレットについて事務局から話がありました。前回このような三つ折りのリーフレットを作っていただきました。私は金融機関ですが、このリーフレットは窓口でも活用できています。1回配布されて、もう1度新たに発行して届けてもらいました。他の団体が作成しているリーフレットを配っていましたが、やはり私達は蕪崎市で店舗を構えていますので、このように市で中核機関をやっているということをお客様に説明すると、本当にスムーズに受け入れてくれます。お客様に「家庭裁判所に行ってください」と言えば、費用はどのくらいか等、たくさん質問が返ってきましたが、周知リーフレットを見ることによって最初のこの入口がとてもスムーズになってきたと思うので、本当にありがたく思います。周知に関しては、私達が思っている以上にはできているのではないかと思いますので、続けていければ良いと思います。
議長	続きまして、他のご意見をお願いします。
委員2	2つ質問します。まず、身寄りのない方等の支援者支援シートを1回とりあえず使ってみたということでしたが、その感触はいかがだったのでしょうか。関係者の感触というか、使いづらかったのか或いはこういうシートがあつても良かったとか、ちょっと細かいけれども丁寧な支援をチームでやっていく時にはこれぐらい必要だとか、もっと簡略化して欲しい等意見があつたのかどうかお聞きしたいのが1点です。 2つ目は、別紙3の後見人等業務における中核機関に期待すること調査についてですが、私は蕪崎市の3名の方の後見人をさせていただいていますが、こういう調査をすることによって実は後見人に、市はきちんと支援をする気持ちがあるというメッセージにもなっていると感じたところで。後見人が何に困っているのか、から始まってまだまだ未熟なところもあるかと思います

発言者	内容（要旨）
委員 2	<p>が、中核機関が一緒になって取り組んでいくという姿勢が見られて、私はとっても良いことだなと思います。これが山梨県全体に広がっていけば良いなと思っております。県の方も情報提供していただいて、裁判所も同じかもしれないですが、韮崎市はこういうことやっているけれど、そちらの中核機関どうですか、みたいなアプローチをしていただくと広がってくるのかと思います。</p>
事務局	<p>まず 1 点目の支援者役割分担シートの使用感についてのご質問ですが、実際に支援に入った職員の話の伺ったという形になりますが、その方に関しては、すごく高齢ではあるけれど、意思能力はしっかりしている方で、なおかつ様々な事情で身寄りがないという方の関わりでしたが、支援チームの中には弁護士、こちらの市の職員、施設の方が入ったりしますが、このシートを使う前までの相談は、弁護士頼りというか、弁護士にリーダーシップをとってもらうような形で、様々なことを弁護士に聞いて、判断を仰ぎ、どうしてこうかというところもありましたが、やはりチームは国の方針でも言われていますが、平等と言いますか、ご本人を取り巻く関係者の一人一人という形になっているので、この支援者役割分担シートを使った時に、支援をする立場の弁護士に集中するのではなく、この部分については自分の役割、これは市の役割、これは施設の役割、という分担ができるという意味では、先程説明した、役割分担の役を果たしたというところは、意見としてありました。また、少し分量が多いと言いますか、項目が多いのでこれを全部埋めることを想定していくのではなく、これを柱にして話を進めていくというところは、実際の使用感かなというところと、おそらく 1 回で全てが取りきれない部分もあると思いますし、意思がしっかりしている方であればご本人の言葉を基にご本人の気持ちをここに落としていく形になるので、何回かの支援に分かれるかと思えます。これをツールとしての使う効果は、期待できるのではないかと、いうところは評価としてありました。</p> <p>2 点目のご意見に関してですが、先程お話しした通り、いきなり集まって皆さんどうですか、と来ていただいた方の期待通りのお話は中核機関でできるかと言われると、専門職相手なのでまだそこまでの利用がなかったり、どのようなニーズがあって集めた、ということもなく、急に来てくださいと言われても、来れるかどうかということも含めて不透明な部分があります。このように Web 上でのアンケートで、半数くらいの回答にはなりましたが回答を得られたことは、やってよかったと思います。聞き取った意見の中にも後見人の繋がる場や、そのような環境を整えることも中核機関に期待するというご意見もありましたので、そのような声があることもこちらでも把握しながら集まることには意義があるのではないかと思いますので、協力していただいて、次年度以降、このアンケートのニーズを基に進めていければと思っております。またご協力をお願いしたいと思っております。</p>
議長	<p>他にご質問があればお願いします。</p>
委員 3	<p>質問です。先程聞き漏らしていたら申し訳ないのですが、「中核機関をご存知ですか」という最初のリーフレットが非常に順調、好評だという話がありましたが、今度新しく作るリーフレットは、前回のものと併せて 2 枚お渡しするようになるのか、差し替えにしていけるのか、どんな形で使っていくのか教えていただければと思いました。</p> <p>2 点目は感想ですが、身寄りのない方の支援者役割分担シートは、実際に私が後見をやってる事案でも、ご本人の意思をあらかじめ聞いておいた方が良いという事案を、その事案に応</p>

発言者	内容（要旨）
委員 3	<p>じて皆で「何聞く」ということを行っています。それに比べるとこういう形でがっちり固めてあるとやりやすいと思いました。最初は、担当者を今決めるのか、できるのかな、と感じましたが、ただいつかは誰かがやらなければいけないことを、これを見ると、決めておかなければいけないところが見通せるので、埋まるかどうかはともかく、皆の頭の片隅に一応入れておくという意味では、こういう形でまとめてあるのはありがたいなと思いました。</p> <p>それから別紙 3 のアンケートの感想になりますが、中核機関はどんな役割をやっているのかというのは、一歩先に進んでいる甲府市等に行けばわかるころではありますが、先程の委員さんもおっしゃった通り、関わっている方、それぞれに聞いていただくことで、韮崎市独特の悩みもあるかもしれませんし、そういう配慮もしてあるので、専門職に限ってではありますけれども、きちんとサポートしていく視点がわかるという点では非常に良いなと思いました。該当件数は少ないですが、あまり多いと読みきれませんので、専門職のバランスとしても丁度良いぐらいでしたので、上手くいったのではないかなという感想を持ちました。</p>
事務局	<p>こちらのリーフレットに関してですが、最初に作ったものはもう既に 1,400 部近く、全戸回覧や、官公庁機関に設置し、まだ残っている枚数もあると思います。今回、裁判所に設置するというのでこちらを作りましたが、最初のリーフレットに書かれているようなことが網羅されており、より詳しく、Q&amp;A も載っていますので、今後配る際はこちらの方を主体に配っていき、市のホームページも今は先に作ったものが掲載されていますので、入れ替えをしながら対応していこうと思っております。またご意見いただきました役割分担シートに関しても、先程言ったように、チームで支援することの役に立てれば、今後もこちらを使っていこうと思います。あとアンケートに関しては、先生方にご協力いただいたり、実際に今後、直接会うというところは前から目指していますので、ニーズ調査という形で載せましたが、またその際にはご協力いただければ、よろしくをお願いします。</p>
事務局	他に何かありますか。
委員 4	<p>チームで役割分担ということを知りましたが、別紙 3 の後見人の中核機関に期待すること調査の中で、もしもの場合ですが、例えば菩提寺がわからない等その方のもしもの時の行き先は、後見人さんではなくチームの中で役割分担をして、どこかに行ける場所を決めるということでしょうか。</p>
事務局	<p>お答えします。もしもの時のためにシートに様々想定されている部分はありますが、実際にあった話をしますと、菩提寺や亡くなった後の収まる場所に関しては、後見人さんはあまり把握されていない場合もあり、いとこ等親戚関係者が場合によってはチームの一員になるかな、ということは今までの支援の中でありました。その際にもこのようなシートで、担当者という、言い方は少し硬いですが、知っている方というところであれば、親族がそこは担当者になるかもしれないですし、親族が知っているけれど、関われないというところで、そこを集約して手続きをとるのは後見人や市がそこは担当する等、様々な担当するパターンが出てくると思います。そういうところも親族も含めたチーム支援という中では整理ができるものなのかなと思っております。本当に最終的に身寄りはなく入るところもないという方に関しては、市で管理する墓地等あるので、そのような検討も出てくるかと思っております。そのような時には市が担当になると思います。</p>
委員 4	<p>ということは、特にきちんと決まっているわけではなく、その時々事情に応じて担当が変わる</p>

発言者	内容（要旨）
委員 4	ということで宜しいでしょうか。
事務局	集まるチームメンバーが、最初からこの人とこの人と想定されているわけではなく、その支援、ケースごとに変わるというところで、その中で担当者を決めていくという形で使っていければ、と思っています。
議長	他にありますか。
委員 2	<p>情報提供としての話しですが、私も14件程後見をやっています。身寄りがあっても疎遠である、関わりたくないというご親族や、或いは遠方で歳も取っているし、関われなから勘弁してねという方もいます。私の場合、そういうご親族がいる場合には、手紙を出して、もし亡くなった時にどうするかという簡単に答えられる返信用の用紙を作っておき、亡くなったら連絡を欲しいとか、お骨を引き取りますとか、葬儀は親族が主催します、或いはしないのでお願いをしたい等、マルバツみたいな形で、簡単に答えられる設問表を作って返信用封筒をつけてお送りしています。そうすると、このご親族は、関われなくても、亡くなったら一報入れるだけで良いというように明らかになります。ただ、後見人が全ての死後事務を行うかというそうではなくて、あくまでも好意でやっている任意のことになります。そこは後見人がついたからといって、亡くなった後、葬儀も全部必ず後見人がやるべき、ということではありません。そうではなくて、このシートを活用して、亡くなった時にどうしよう、菩提寺、お墓もないがどうしようか、無縁仏に入れるには市にお願いしなければいけない、或いは南アルプス市のあるお寺はそういう無縁仏の納骨堂を持っていて、そこはまだ空きがあるというような情報のやりとりをします。そのような形で情報の交通整理もやはり中核機関でやっていくと良いのかと思います。ただ私のやっていることは、そんな大それた事でなく、もし亡くなった時にどうしようかというご本人の意思を確認できれば、それをしていくことで、その時になってなるべく慌てないようにしているつもりでも、どうしても慌ててしまうことがあります。1人だけではなく同時に2人亡くなるようなケースもありますので、そういった準備をしておくとある程度安心かなという印象です。</p>
委員 3	<p>後見人が身寄りのない方に関わることは一定数あります。やはり私の印象で、もちろんご親族がいると、亡くなったり、亡くなる前もどういう形で、というのはご親族にお任せすることが多いです。しかし、突然亡くなったり身寄りがいない場合、すぐ翌日にはドライアイスどうしましょうか、と突然病院から連絡が来たりしますので、身寄りのない方の亡くなられた時には本当にスピード感と、そこの辺りの瞬時の判断が求められてきます。今まではどなたも関わる方がいなかったケースが多く、そうすると後見人が何とかしてよと言われると、お持ちのお金の中から、どういう形でやっていこうとか、とその場で判断していく形でした。最近チーム支援という考え方ができてきて、チームも別に決まっているわけではなくて、その時々に合わせてチームの形が変わっていきませんが、亡くなる頃に徐々に準備ができるケースであれば、菩提寺がどこにあったとか、ご本人がどうかお金があるとか、そういうところを皆で考えることができるのですが、突然亡くなると、その場で決めなければいけません。また、あまりチームが組めないような方もいます。病院にずっといたような方ですと、亡くなった時には、親族もいなかったり、親族がちょっと遠方だったとしても、持っているお金をどうしましょうか、ということ聞きながら一番良い形で今まではやってきました。ただとても難しいので、中核機関が相談に乗って寄り添ってくれるだけでもとてもありがたいと思いますので、アンケートの中で特に出てきた死後事務というところ</p>

発言者	内容（要旨）
委員 3	があるようですので、相談に乗っていただいて、蕪崎市だとこういう方法があるとか、こういう形ができると聞いてます、みたいに教えていただくだけでもとてもありがたいので、ご協力いただけるとありがたいと思います。
議長	他に何かありますか。
委員 1	別紙 3 アンケートのところに、後見人業務全般への課題とあって、法による利用促進が進められても現場の手続きがまちまちだとありました。先程事務局の方で金融機関という話が出ましたが、私も金融機関ですので、後見人制度は理解していますし法的にも理解していますが、やはり金融機関で統一性がないと思います。各金融機関のマニュアルが決まっています、それに則ってやっていくということになると思います。ただ後見人から他の金融機関だったらこうだった等言われる時もあるので、もし何か間違った点がありましたら、このような協議会の場等で教えていただければ私も本部に持ち帰り、そこに極力合わせていきたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。
委員 3	様々な金融機関へ行かせていただいています。最近は減ってきましたが、何時間か待ったりするケースも結構ありました。逆に言うと、どういう動きがあると金融機関で統一した対応ができるようになるのでしょうか。やはり監督官庁が違うとやはり難しいのでしょうか。
委員 1	私達の機関も顧問弁護士によるリーガルチェックをしています。A 機関がやっていて、B 機関に聞いたところだと提案があれば、A 機関でリーガルチェックをかけてもらってそこで改善の余地があると思います。特に蕪崎の方へ後見制度を進めるようという会議の場で、このような事を言われたとなれば、やはり金融機関の本部も動かざるを得ないと部分もあります。これが細かい話しになると私もわからない部分がありますが、窓口においてあまり待ち時間が長くないような形でアドバイスや説明をスムーズに対応していきたいと思っています。
委員 3	今のお話を聞いて、例えば何か気になった点等があったら、こういう場を利用させていただいて少しこんなところが気づきました、というお話させていただくということも可能なのでしょうか。
委員 1	そうですね。書類にさせていただいて、こういう時はこうだというような形でやっていただければ、それに対して回答もいたしますし、わかりやすいかなと思います。
議事（2）第 2 期成年後見制度利用促進基本計画（案）について	
議長	何かご質問はありますか。
委員 4	素朴な質問ですが、支援が必要な人を発見して支援するまでのチームというのは分かりましたが、終わりはどの時点をいうのですか。この方がお墓に入ったら終了ということでしょうか。
事務局	後見人の業務としますと、ご本人が亡くなった時点で、その契約と言いますか、後見人の業務自体は終了という形になります。しかし先程から出ている死後事務というお話で、亡くなったから終わりという訳にはいかなくて、相続やその後の整理というものがあって、今は厚意と言いますか、奉仕の中で後見人がしてくれている部分も多くあります。しかし、後見人だけでは担いきれないことがアンケートからも読み取れる部分ではありますが、チームとしての終了というのは全て死後のことも含めて、整理ができて終了するということを目指して関わっていければと思います。ただ残された資産やあとの関係性によって、スムーズに終わるパターンもあれば、なかなか難航してしまうのがケースバイケースになると思います。後見人の業務として終了となる

発言者	内容（要旨）
事務局	と法的には亡くなられた時点となりますが、チームとしての支援の終了はその先のお墓に入ってからもしばらくは続くということがあるかと思しますので、そういった線引きといいますか、支援体制は亡くなられた後も続いていくということを想定はしています。
委員 4	ということは、報酬はない中で活動されるってことですか。
委員 3	先程も事務局からお話いただいた通り、後見人はご本人の代理人、代わりの人という立場なので、ご本人が亡くなるとその根拠を失うので、一応そこで本当は終了にはなります。ただ、ご本人の財産を相続人に引継いだり、作業が必要になってくるので、亡くなった後も一定の立場になります。そして、例えば後見の場合には法律上、お葬式等は家庭裁判所に許可を得ながらやっていきます。しかし、そういう手続きを取らなくても、民法上いわゆる奉仕という話もありましたが、ボランティアみたいな立場でお手伝いをするという法律上の規定があり、それに沿った形でやっています。一度手をつけたら勝手に放り出してはいけないというような、規定になっているので、基本的にはこういう仕事をしてこういうお金をもらうみたいなシステムにはなっていません。本日家庭裁判所の方も来ておられますが、実際の後見人としての業務という形ではなくても、亡くなった後に行った内容がとても大変な内容をいろいろやっているようであれば、一定程度報酬をいただいています。家庭裁判所では、内部で検討をして報酬をつけて下さいます。内容に応じて大変であれば報酬をいただくので、完全に奉仕で0円ではありません。亡くなったことが報告されると、口座が凍結されてそこから報酬が下せないですが、報酬がこれだけつきましたという書類を金融機関に提出してお支払いいただけるケースもあれば、それが難しい場合には家庭裁判所にこの金額を下ろしたいというものを出して許可が出れば、それができたりするので、最悪どうにもならない時は、相続人の方にお問い合わせするしかないこともあるかとは思っています。
議長	他にあればお願いします。
委員 2	1点目の質問です。第2期成年後見制度利用促進基本計画自体は、高齢者福祉計画の中に組み込むということで、そちらの計画の策定委員会の方には既に出しているのか、そこでもある程度議していただいているのでしょうか。 2点目の質問は、第1期と変わって大きな変更点、大きな枠組みの権利擁護支援という形で、虐待対応を含むということは理念としてはわかりませんが、実際に中核機関が虐待対応の中核的な組織になり得るのかどうか、私としてはすごく懸念があるところです。もちろん虐待案件から、例えば高齢者虐待防止法とか障がい者虐待防止法上は成年後見制度の利用促進に繋がなさいというところも条文としてはありますので、そこを担うのは中核機関の役割ではあるとは思いますが。私が言いたいのは、虐待対応の時、実働部隊ではなく後方支援的な役割を中核機関が担っていくと、蕪崎市の権利擁護支援体制がうまく当てはまるのではないかとこのところで、盛り込んだという理解でよろしいのでしょうか。
事務局	ご意見ありがとうございます。まず一つに高齢者福祉・介護保険事業計画の中で、議されているかということに関しましては、先日22日に介護保険事業計画の策定懇話会がありました。そちらの方に第8章の案として提出をさせていただき、その会議でもこの計画自体は、協議会が別にあって、その協議会の中で議されて、合流するという形を審議されて通っています。本日の話をもって、またこの第8章については承認という形で、1月にはパブリックコメントの実施とい

発言者	内容（要旨）
事務局	<p>う形を想定しておりますので、ご承知おきいただければと思います。</p> <p>2点目のご質問で、中核機関の虐待に対する対応の体制に関しましては、先程言った権利擁護という大きい括りでの相談として、福祉、福祉課の障がい者への対応、長寿介護課の高齢者の対応という相談は一緒に取り扱うという意味では、地域包括支援センターも基幹相談支援センターもそれぞれ虐待の一次対応窓口になっているので、そこが実際の対応を行う一次機関になります。そこで上がってきた相談を中核機関で吸い上げて、中には困難事例や、権利擁護、成年後見を絡むような事例も多くあるのでそういうところは情報共有しながら、相談機能をスキルアップということになっています。あとは相談対応の中で、県のアドバイザー支援もあるのですが、市の中でもアドバイザー支援が必要という部分に関しては中核機関の事業の方からアドバイザーの派遣を依頼するという形もとっています。そういった形で、ご質問にあったように後方支援的な意味合いでの権利擁護というところを、1期の時からも含んでいたのですが、2期の計画には明記しようということで載せさせていただいたという形にはなりません。ご承知おきいただければと思います。</p>
(3) その他	
事務局	<p>先程少し触れたのですが、本日の協議会を経て、この計画については一応承認いただいたということで、これから1月に介護保険事業計画のパブリックコメントに合流しまして、市民の方からご意見をいただいた後に正式に策定されたものを、年度末になりますが、委員の皆様にご確認をさせていただいてご確認をいただくという形を考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>以上で本日の議事はすべて終了いたします。</p>